

平成 27 年度 財政的援助団体等監査の結果について（概要版）

1 監査の概要

- (1) 監査根拠：地方自治法第 199 条第 7 項
- (2) 監査実施団体数：30 団体（一覧は 15、16 頁参照）
- (3) 監査実施期間：平成 27 年 11 月から平成 28 年 2 月まで
- (4) 監査実施団体

種 別	財政的援助等の内容	監査実施 団 体 数	監査対象 団 体 数
出資（出捐）団体	県が団体の基本財産、資本金等の 1/4 以上を出資又は出捐しているもの	7	31
公の施設管理団体	県が公の施設の管理を委託しているもの（指定管理者）	6	25
補助金等交付団体	県が補助金、交付金及び貸付金等の財政的援助を行っているもの	17	235
計		30	291

（注）監査実施団体数は実団体数である。例えば、出資団体が公の施設管理団体と重複する場合は、上段の出資団体の団体数として整理している。

補助金等交付団体の監査対象団体数 235 については、原則として、1 事業 1,000 万円以上の補助金、負担金、交付金を助成した団体及び 1 事業 2,000 万円以上を貸し付けた団体の合計である。

- (5) 監査の対象範囲

平成 26 年度における財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況を基本とし、県の関与度の高い出資（出捐）団体においては、経営状況等も併せて監査しました。

- (6) 監査の着眼点

- ・ 出資（出捐）団体については、財務諸表が適正に作成されているか、会計事務は適正に処理されているか、出資目的に沿って事業が運営されているかなどに着眼して実施しました。
- ・ 公の施設管理団体（指定管理者）については、施設の管理は契約の目的に沿って適正に行われているか、指定管理に係る会計事務は適正に行われているかなどに着眼して実施しました。
- ・ 補助金等交付団体については、補助金、交付金及び貸付金等の対象経費が適正に執行され効果を上げているか、補助金等が目的外に使用されていないかなどに着眼して実施しました。

2 監査の結果及び意見

監査の結果、下記のとおり改善を要する事項のほかは、概ね適正に執行されているものと認められました。

○改善を要する事項

区 分	事業の執行に関すること	会計事務等に関すること	うち補助金等事務	計
団体に関するもの	10 件	38 件	(9 件)	48 件
所管部局に関するもの	10 件	30 件	(17 件)	40 件

① 出資（出捐）団体

重大な過失は認められませんでしたでしたが、事業損益の赤字が続いているものや、施設の老朽化により修繕費用が増加し、今後、厳しい経営状況が見込まれるものなど、経営改善を要する事例が見受けられました。

② 公の施設管理団体

重大な過失は認められませんでしたでしたが、成果目標の未達成や、基本協定書に定める決算書類の提出遅延などの事例が見受けられました。

③ 補助金等交付団体

補助金の返還を要する事案は認められませんでしたでしたが、実績報告書の補助対象経費の記載内容に誤りがあるものや、交付決定前の事前着手に係る報告を怠ったものなどの事例が見受けられました。

改善を要する事項については、所管部局において適切な措置を講じるとともに、団体に対する指導・助言等を行われたい。

特に、指定管理業務に係る基本協定書や補助金交付要領等に基づく手続において、事前にチェックを行えば防止できたとと思われる各種書類の未作成や、提出遅延などの事案が今回も多数見受けられたので、所管部局においては、チェック機能を再点検するとともに、監査実施団体以外の団体を含め、各所管団体への指導・助言等を徹底されたい。

なお、監査実施団体のなかった部局においても、今回の監査結果をふまえ、類似の事例がないか確認のうえ、適正な事務処理に努められたい。

<共通意見>

事業の執行に関すること

◎ 出資（出捐）団体において、事業損益の赤字が続いているものや、施設の老朽化により修繕費用が増加し、今後、厳しい経営状況の見込まれるものなどがあったので、引き続き経営改善に取り組まれない。

〔 伊勢湾海洋スポーツセンター、三重県松阪食肉公社、
三重北勢地域地場産業振興センター、暴力追放三重県民センター 〕

◎ 出資（出捐）団体において、理事長等が自己の職務の執行状況を理事会に報告していないものや、理事会に報告しているかどうか不明確なものがあったので、定款に基づき適時適切に報告されたい。

〔 伊勢湾海洋スポーツセンター、三重県水産振興事業団 〕

会計事務等に関すること

◎ 正味財産増減計算書等の財務諸表において、勘定科目の記載誤りや注記の記載漏れなどがあったので、適正に表示されたい。

〔 三重県立看護大学、伊勢湾海洋スポーツセンター、三重県松阪食肉公社、
三重北勢地域地場産業振興センター 〕

◎ 備品管理において、購入時に検査の記録が行われていないものや、台帳への登録がなされていないものなどがあったので、適正に手続されたい。

〔 三重県水産振興事業団、三重北勢地域地場産業振興センター、
三重県体育協会 〕

◎ 個人情報管理において、台帳が未整備のものや、保護責任者等が報告されていないものなどがあったので、基本協定書や委託契約書に基づき適正に処理されたい。

〔 三重県立看護大学、三重県松阪食肉公社、三重県漁業信用基金協会、
三重県ライフル射撃協会 〕

◎ 公の施設管理において、県の承諾を受けずに個人情報を含んだ住宅修繕等の管理業務を第三者に委託していたので、基本協定書に基づき事前に承諾を得られたい。

〔 鈴鹿亀山不動産事業協同組合、伊賀南部不動産事業協同組合、
三重県南勢地区管理事業共同体 〕

◎ 公の施設管理において、決算書類が期限内に提出されていないものがあったので、基本協定書に基づき適時適切に提出されたい。

〔 三重県ライフル射撃協会、鈴鹿亀山不動産事業協同組合、
伊賀南部不動産事業協同組合、三重県南勢地区管理事業共同体 〕

補助金等事務に関すること

◎ 交付要領等に定める補助対象者や補助対象経費が分かりにくいものがあったので、規定の見直しを検討されたい。

〔 健康福祉部 〕

◎ 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限や取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないものがあったので、期限を定め補助事業者に明示されたい。

〔 健康福祉部、雇用経済部 〕

◎ 交付要領等に定める補助事業等状況報告書等が提出されていなかったため、適時適切に提出されたい。

〔 三重県立看護大学、三重県松阪食肉公社 〕

◎ 補助金の実績報告書において、補助対象経費を誤って記載しているものがあったので、チェックを十分に行い、適切に報告されたい。

〔 廣瀬学園、セントヨゼフ女子学園 〕

3 団体別意見の例

出資（出捐）団体

【公立大学法人三重県立看護大学】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：3,770,320,000円（県出資比率：100.0%）
補助金	①三重県看護師等養成所施設整備費補助金：12,397,000円
	看護職員の養成力の充実を図るため、看護師等養成所の施設整備に要する経費を補助する。（補助率 1/2）
交付金	②公立大学法人三重県立看護大学運営費交付金：722,867,000円
	三重県立看護大学の運営に要する経費を交付する。（補助率 定額）

【監査結果及び意見】

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	ア 財務会計規則で定める勘定科目と財務諸表に記載されている勘定科目に不一致があった。
個人情報保護	イ 委託先業者から個人情報保護責任者等の報告を受けていなかった。
補助金等事務	ウ 交付決定前の事前着手報告書が提出されていなかった。①
	エ 交付要領に定める工事進捗状況等の報告書が提出されていなかった。①

【所管部局に対する意見】

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課、地域医療推進課）

(2) 三重県補助金等交付規則では、交付申請書の提出期限及び申請の取下げ期限を別途定めることとなっているが、交付要領等で定められていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。②

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 医務国保課）

(3) 交付要領では、交付決定の際には要領に定める条件を付けることとなっているが、交付決定書に記載されていないので、条件を記載し補助事業者に明示されたい。①

（所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課）

- (4) 三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱では、暴力団等の不当介入に対する措置を補助事業者等に対し義務付けなければならないこととなっているが、交付要領等で定められていないので、当該措置義務を定め補助事業者に明示されたい。①
(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

【一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：89,217,000円（県出資比率：29.2%）

【監査結果及び意見】

- (1) 団体は、経常収益の9割以上を使用料等の収入に依存しており、平成26年度の収入は、宿泊業務の廃止やヨットクルーザーの減少等により、前年度と比べ7,293千円（9.1%）の減となった。

その結果、一般正味財産増減額は4,983千円の損失となっており、平成23年度以降、4期連続で赤字となっている。

このため、県や津市、港湾管理者とも十分協議しながら、新規使用者の開拓のほか増収策について検討し、経営改善に努められたい。

※ 一般正味財産増減額：公益法人会計において収益と費用との差額を表すもので、企業会計の当期純損益に相当する。

- (2) 平成26年度の事業計画の数値目標のうち、体験事業申込者数の実績値を誤って県に報告しているので、今後十分に注意し適正に報告されたい。
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事は、各事業年度最低2回は各理事会で自己の職務の執行状況を報告しなければならないが、平成26年度は副理事長と常務理事はそれぞれ1回しか報告されていなかったもので、今後は定款の規定に従い、適正に報告されたい。
- (4) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	ア 津市から事業活動補助金として4,398千円支給されているが、財務諸表に注記されていなかった。 イ 減価償却引当資産が積立不足となっていた。
賞与引当金	ウ 賞与引当金が計上されていなかった。
未収金	エ 棧橋使用料等の未収金が発生していた。
現金保管	オ 財務規程に定める手持現金の上限を超える額の現金が金庫内に保管されていた。

※ 注記：法人の財産や損益の状態を正確に判断するために必要な情報として、財務諸表に記される注釈のこと。

【所管部局に対する意見】

- (1) 使用料等の収入減に伴い経常収益が大幅に減少しているので、安定した経営基盤を確保できるよう、指導・助言等を行われたい。

（所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課）

(2) 事業計画の数値目標のうち、体験事業申込者数の実績値が誤って県に報告されているが、目標の達成状況は出資法人の評価に関わってくるので、今後十分に確認されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

(3) 理事会における副理事長等の報告について、定款に従って行われるよう、指導・助言等を行われたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

【株式会社三重県松阪食肉公社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
出資金	県出資額：32,396,000円（県出資比率：32.4%）
補助金	県産食肉安定供給施設処理支援事業費補助金：38,250,000円
	松阪食肉流通センターを安定的に運営するために必要な施設維持対策、経営対策、衛生対策に要する経費を補助する。（補助率 1/2）

[監査結果及び意見]

- (1) 平成26年度の営業損益は、前年度と比較して5,843千円改善したものの88,136千円の損失であり、これに県や関係市町からの補助金を加えることにより、54千円の純利益となっている。

安定的な経営基盤を確立するため、中期経営改善計画の目標に沿って、と畜解体頭数の確保など各種収益の増加に取り組み、引き続き経営の健全化に努められたい。

また、TPP協定・牛肉輸出への対応などの環境変化をふまえ、施設の建替えや設備の更新の必要性等について、早急に検討されたい。

- (2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
財務諸表	ア 損益計算書において、営業外収益の雑収益に計上されている県からの業務委託費が、雑収入と明確に区分して計上されていなかったため、表示方法について検討されたい。
個人情報保護	イ 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。
資金運用方針	ウ 定期預金の預金金額が、資金運用方針に定める限度額（1千万円）を超えて運用されていた。
補助金等事務	エ 交付要領に定める補助事業等状況報告書が提出されていなかった。

[所管部局に対する意見]

- (1) 平成24年に中期経営改善計画（25～27年度）を策定し、経営改善に取り組んでいるところであるが、26年度の損益収支は、県や関係市町からの補助金を加えることにより、54千円の純利益となっている。

このため、団体が安定的な経営基盤を確立できるよう、引き続き経営改善について指導・助言等を行われたい。

また、TPP協定・牛肉輸出への対応などの環境変化をふまえ、施設の建替えや設備の更新の必要性等について、早急に検討されたい。

（所管課名：農林水産部 畜産課）

- (2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：農林水産部 畜産課)

- (3) 補助金等事務について、交付要領等で特段の定めがないにもかかわらず、交付決定前の事前着手を認めていたので、事前着手を認める規定を定め補助事業者に明示されたい。

(所管課名：農林水産部 畜産課)

公の施設管理団体

【三重県ライフル射撃協会】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県営ライフル射撃場
	平成 26 年度指定管理料：495,000 円

[監査結果及び意見]

会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
再委託の承認	ア 県の承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。
個人情報保護	イ 個人情報を管理するための台帳が整備されていなかった。
決算書類	ウ 基本協定書に定める決算書類が期限内に提出されていなかった。
諸規定の整備	エ 基本協定書に定める利用料金の収受に関する規定が整備されていなかった。
	オ 基本協定書に定める文書の管理に関する規定が整備されていなかった。

[所管部局に対する意見]

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

(所管課名：地域連携部 スポーツ推進局 国体準備課)

【みえ中央市場マネジメント株式会社】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
公の施設 管 理	施設名：三重県地方卸売市場
	平成 26 年度指定管理料：なし

[監査結果及び意見]

基本協定書の成果目標について、市場の交流人口等、目標を下回っているものがあることから、積極的な情報発信やイベントの内容充実を図ることなどにより、目標が達成できるよう努められたい。

[所管部局に対する意見]

成果目標が達成できていない項目について、市場の交流人口などの増加に向けて目標を達成できるよう指導・助言等を行われたい。

(所管課名：農林水産部 農産物安全課)

補助金等交付団体

【公益社団法人松阪地区医師会（補助対象：松阪看護専門学校）】

財政的援助等の内容	
補助金	①看護師等養成所運営費補助金：18,545,000円 看護師等養成所の運営に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	②救急医療機関活動補助金：238,000円 救急医療体制を確立するため、救急搬送患者の受入れ等、救急医療機関として担う活動に要する経費を補助する。（補助率 定額）
	③三重県救急医療情報システム応需促進補助金：517,400円 三重県救急医療情報システムに参加し、休日・夜間等時間外に積極的に応需を行うための経費を補助する。（補助率 定額（加算あり））

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
補助金等事務	ア 交付要領に定める補助金調書が作成されていなかった。②、③

【所管部局に対する意見】

(1) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②、③

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

(2) 補助対象者や補助対象経費について、交付要領等で明確かつ分かりやすく規定されたい。③

(所管課名：健康福祉部 医療対策局 地域医療推進課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

【学校法人セントヨゼフ女子学園（補助対象：セントヨゼフ女子学園高等学校、セントヨゼフ女子学園中学校）】

財 政 的 援 助 等 の 内 容	
補助金	①私立高等学校等振興補助金：215,256,000 円 私立高等学校等の教育に要する経常的経費を補助する。 (補助率 定額)
	②私立高等学校等授業料減免補助金：448,100 円 経済的困窮生徒に対する授業料減免措置に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	③私立高等学校教育改革推進特別補助金（教育改革推進事業）： 600,000 円 私立高等学校における教育改革推進に要する経費を補助する。 (補助率 定額)
	④私立学校人権教育推進補助金（私立学校人権教育推進事業）： 334,184 円 私立学校における人権教育推進事業に要する経費を補助する。 (補助率 定額)

【監査結果及び意見】

下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

項 目	内 容
補助金等事務	ア 補助金の確定額に影響はなかったが、実績報告時に補助対象経費の計上誤りがあった。③

【所管部局に対する意見】

団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。③

(所管課名：環境生活部 私学課)

※ 上記意見の後の○付きの数字は、「財政的援助等の内容」欄に記載した補助金のうち、どの補助金に関する意見かを示す。

<監査実施団体一覧>

【出資（出捐）団体】

No	団 体 名	所在地	所管部局
1	公立大学法人三重県立看護大学	津市	健康福祉部
2	一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター	津市	地域連携部
3	株式会社三重県松阪食肉公社	松阪市	農林水産部
4	公益財団法人三重県水産振興事業団	津市	農林水産部
5	三重県漁業信用基金協会	津市	農林水産部
6	公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター	四日市市	雇用経済部
7	公益財団法人暴力追放三重県民センター	津市	警察本部

【公の施設管理団体】

No	団 体 名 (施 設 名)	所在地	所管部局
1	公益財団法人三重県体育協会 (三重県営松阪野球場)	鈴鹿市 (松阪市)	地域連携部
2	三重県ライフル射撃協会 (三重県営ライフル射撃場)	津市	地域連携部
3	みえ中央市場マネジメント株式会社 (三重県地方卸売市場)	松阪市	農林水産部
4	鈴鹿亀山不動産事業協同組合 (三重県営住宅（北勢ブロック）)	鈴鹿市 (四日市市他)	県土整備部
5	伊賀南部不動産事業協同組合 (三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (中勢伊賀ブロック）)	名張市 (津市他)	県土整備部
6	三重県南勢地区管理事業共同体 (三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅 (南勢ブロック・東紀州ブロック）)	名張市 (松阪市他)	県土整備部

【補助金等交付団体】

No	団 体 名 (補 助 対 象 名)	所在地	所管部局
1	社会福祉法人実践 (優美)	津市	健康福祉部
2	社会福祉法人杏南会 (たちばな園あすか)	熊野市	健康福祉部
3	社会福祉法人三重済美学院 (済美寮)	伊勢市	健康福祉部
4	公益社団法人松阪地区医師会 (松阪看護専門学校)	松阪市	健康福祉部
5	医療法人永井病院	津市	健康福祉部
6	社会福祉法人豊津児童福祉会 (みらいの森学童クラブ)	津市	健康福祉部
7	学校法人梅村学園 (三重高等学校他)	名古屋市 (松阪市)	健康福祉部 環境生活部
8	学校法人みどり学園 (ゆたか幼稚園)	伊勢市	健康福祉部
9	学校法人廣瀬学園 (名張よさみ幼稚園他)	大阪市 (名張市他)	健康福祉部
10	学校法人セントヨゼフ女子学園 (セントヨゼフ女子学園高等学校他)	津市	環境生活部
11	三重交通株式会社	津市	地域連携部
12	松阪市中山間獣害対策協議会	松阪市	農林水産部
13	社会福祉法人笠木御所桜会 (たきの里)	多気町	農林水産部
14	森林組合おわせ	紀北町	農林水産部
15	関東化学株式会社 (三重工場)	東京都中央区 (津市)	雇用経済部
16	大起産業株式会社 (木曾岬工場)	東員町 (木曾岬町)	雇用経済部
17	公益社団法人三重県観光連盟	津市	雇用経済部